

## 【建築確認後】《JCIAへの提出書類一覧》

JCIA  
日本建築検査協会（株）

## ◎検査申請書

		添付書類名	備考	書式	
予約	1	検査予約票	検査ごとにFAXにて受付（希望日の10日前までに送付）	56	
申請	中間	1	中間検査申請書 1～4面	検査予定日の5営業日前までに提出をお願いします	16
		完了	完了検査申請書 1～4面	検査予定日の5営業日前までに提出をお願いします	17
	完了	1	※省エネ適判を受けたものは、完了検査申請書に「省エネ基準工事監理報告書」を添付してください。		
			省エネ基準工事監理報告書		31
			省エネ軽微変更関係		31-01
			省エネ軽微変更該当証明申請書		31-02
	共通	2	委任状	確認申請時に検査に関する委任がない場合	18
3		下記の規模等に応じた施行結果報告書等		-	
4		その他特定行政庁で検査申請書の添付図書として規則で定めているもの		-	

## ◎施工結果・結果報告書等（※については原則現場での提示のみで、提出は不要です）

構造規模	工程	書類名	備考	書式	
木造建築物	4号建築物	中間	※ 地盤改良工事結果報告書	該当する場合、現場にて書類を確認します	-
		中間	※ その他（施工写真等）	現場にて確認します	-
	完了	□ 配置・高さの報告書	配置図・立面図に実測値を表記したものを添付	39	
		□ 建築工事施工結果報告書（木造）	特定行政庁で定めている場合（500㎡超も500㎡以下の様式で可）	29	
		□ その他（施工写真等）	現場にて確認し受領します	-	
	上記以外の建築物	中間	□ 建築工事施工結果報告書（木造）	特定行政庁で定めている場合（500㎡超も500㎡以下の様式で可）	29
			※ 地盤改良・杭工事施工結果報告書	該当する場合、現場にて書類を確認します	-
			※ その他（施工写真等）	現場にて確認します	-
		完了	□ 配置・高さの報告書	配置図・立面図に実測値を表記したものを添付	39
			□ 建築工事施工結果報告書（木造）	特定行政庁で定めている場合（500㎡超も500㎡以下の様式で可）	29
□ 建築設備工事監理状況報告書			特定行政庁で定めている場合	36	
※ その他（施工写真等）	現場にて確認します	-			
木造建築物以外（含混構造）	500㎡超の建築物	中間	□ 建築工事施工計画報告書等の写し	特定行政庁へ提出が必要な場合、特定行政庁の受付印のあるものの写しを添付してください（裏面参照）	-
			□ 建築工事施工結果報告書	特定行政庁で定めている場合	25
			□ 鉄骨工事施工結果報告書	特定行政庁で定めている場合	27
			※ 地盤改良・杭工事施工結果報告書	該当する場合、現場にて書類を確認します	-
		※ その他（施工写真・ミルシート等）	現場にて確認します	-	
		完了	□ 配置・高さの報告書	配置図・立面図に実測値を表記したものを添付	39
	□ 建築工事施工結果報告書		特定行政庁で定めている場合	25	
	□ 鉄骨工事施工結果報告書		特定行政庁で定めている場合	27	
	□ 建築設備工事監理状況報告書		特定行政庁で定めている場合	35	
	※ その他（施工写真・ミルシート等）	現場にて確認します	-		
	上記以外の建築物	中間	□ 建築工事施工計画報告書等の写し	特定行政庁へ提出が必要な場合、特定行政庁の受付印のあるものの写しを添付してください（裏面参照）	-
			□ 建築工事施工結果報告書（RC）	特定行政庁で定めている場合	26
			□ 建築工事施工結果報告書（S）	特定行政庁で定めている場合	28
			※ 地盤改良・杭工事施工結果報告書	該当する場合、現場にて書類を確認します	-
			※ その他（施工写真・ミルシート等）	現場にて確認します	-
			完了	□ 配置・高さの報告書	配置図・立面図に実測値を表記したものを添付
		□ 建築工事施工結果報告書（RC）		特定行政庁で定めている場合	26
		□ 建築工事施工結果報告書（S）		特定行政庁で定めている場合	28
□ 建築設備工事監理状況報告書		特定行政庁で定めている場合		36	
※ その他（施工写真・ミルシート等）		現場にて確認します		-	
昇降機		完了		□ 昇降機工事監理状況報告書 及び工事監理状況調書	特定行政庁で添付図書として定めている場合

## ◎共同住宅・長屋の建築確認を受けた方へ（鉄筋コンクリート造除く）

建築基準法施行規則で完了検査時に必要としている書類に加えて、検査時に目視での確認は不可能となる屋根裏の界壁について、施工状況写真をご準備くださいますようお願いいたします。

2021.04.01

全ての建築物等	書類名		備考	書式
	<input type="checkbox"/>	建築主等変更届 工事監理者・工事施工者の選任及び変更を含む。	確認申請時より建築主等が変更となった場合や、確認申請の際に工事監理者、工事施工者が未定であった場合に提出してください。 (工事監理者又は工事施工者の選任の場合は着工の3日前までに提出)	44
	<input type="checkbox"/>	軽微な変更説明書	中間、完了検査申請の前に軽微な変更の相談を行うとき変更前と変更後の図面を添付してください。(2部提出)	43
	<input type="checkbox"/>	記載事項変更届(誤記届)	確認申請書等に誤記があった場合	47

**【着工前】特定行政庁への報告書等の提出一覧**

**■ 建築工事施工計画報告書の提出（東京都、東京都多摩指導事務所、23区、11市）**

東京都及び東京都多摩建築指導事務所・23区・11市への着工前の建築工事施工計画報告書の提出を必要とする対象建築物は、地上3階以上かつ延べ面積500㎡超の建築物です。なお、提出を要しない区市があります。【下表※印参照】

提出先行政庁	特記事項
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課	23区内の延べ面積10,000㎡超の場合及び島しょ
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川合同庁舎）	昭島市・国立市・狛江市・東大和市・武蔵村山市・多摩市・稲城市
東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平合同庁舎）	東久留米市・東村山市・清瀬市・小金井市
東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課（青梅合同庁舎）	福生市・青梅市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・日の出町 奥多摩町・桧原村

東京都23区

下記区以外	地階を除く階数3以上かつ延べ面積500㎡超、かつ延べ面積10,000㎡以下の建築物
※ 港区	検査時に内容確認。書類の提出は求めない。
※ 世田谷区	指定確認検査機関で建築確認を受けた場合は、区への提出は不要。
東京都多摩11市	
八王子市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・日野市・立川市・西東京市・小平市	各市役所
※ 国分寺市	指定確認検査機関で建築確認を受けた場合は、市への提出は不要。

注 建築工事施工計画報告書等提出書類につきましては、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページ内にある様式をダウンロードしてご利用ください。なお、JCIAには特定行政庁に提出した建築工事施工計画報告書の「写し」を中間検査申請時に提出してください。

**■ 建築工事施工計画・結果報告書等の提出（東京都以外の府県市）**

<b>横浜市</b>	
○ 工事計画などに関する報告	
下記の工事を行う工事監理者は、工事に着手する日の7日前までに施工計画書等を市長に提出する。	
工事種類	施工計画書等（様式は市長が定める。）
高さが3mを超え5m以下の根切り工事	山留め工事の施工計画概要書
高さが5mを超える根切り工事	山留め工事の施工計画書
○ 工事報告	
市長が必要と認めて工程を指定して建築主等に通知したときは、その工程に達する日の3日前までに、工事監理者は市長に工事状況を報告する。	
<b>大阪府内</b>	
○ コンクリート工事施工計画の報告	
下記の建築物の工事監理者は、工事に着手する前に報告書を特定行政庁に提出する。	
対象建築物	コンクリート工事施工計画報告書の添付書類
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で階数が3以上又は500㎡超	1. コンクリート打込計画表 2. 骨材試験報告書 3. コンクリート配合報告書 4. その他必要と認める書類

**※上記以外の特定行政庁の建築工事施行計画等の提出の要否及び提出先については、当該特定行政庁に確認をしてください。**

<各種届出及び報告書の提出についての連絡先>

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-11 油脂工業会館7階  
日本建築検査協会(株)確認検査部  
TEL 03-6202-3277 FAX 03-6202-3288

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-17-1 日本生命新宿西口ビル10階  
日本建築検査協会(株) 新宿支店  
TEL 03-5909-0840 FAX 03-5909-0842